

令和6年度 管理監督者・労務担当者講習

職場の第一線の管理監督者が果たすべき役割は、極めて重要であり、そのためには、労務管理、安全衛生管理、安全配慮義務等に関する労働基準法、労働安全衛生法等、関係法令を体系的に理解しておく必要があります。

具体的には、係長、職長、所長、店長等の管理監督者が時間外労働を命じ、作業の指示を行うなど業務の遂行を管理するにあたって、配下の労働者に対して負う、安全確保及び健康確保の業務についての知識が必要となります。

また、人事労務担当者は、業務を処理していくうえで、労務管理、安全管理のスタッフとして、労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令の知識を必要とします。

そこで、「管理監督者研修用テキスト」を用いて労働基準法、安全衛生法、並びに「働き方改革」に伴う改正労働基準法等の関係法令について、メンタルヘルス対策やパワハラ、セクハラ等を含め体系的に知識を深めるための講習会を開催しますので受講をおすすめします。

- 1 実施日・場所 ① 実施日 令和6年10月28日(月)
② 場 所 当協会 講習会場(佐賀県小城市三日月町堀江1721 電話 0952-37-8277)
- 2 定 員 50名 (定員になり次第締め切ります。)
- 3 講習科目・講習時間・受講料

講 習 科 目		講習時間	時間
① 労働基準法の基礎知識 労務管理上の留意点		2	9:00
② 労働安全衛生法の基礎知識		3	}
③ 健康障害防止対策 安全衛生配慮義務 休憩(昼休み)12:00~13:00			
④ 労働保険 質疑応答(当日及び事前)		1	16:00
受講料(税込) テキスト代含む	会 員	7,700円(テキスト・資料代金0円・受講代金のみ)	
	一 般	9,570円(テキスト・資料代 1,320円含)(税込)	

※講習科目の入替えにより、時刻が変動する場合があります。

5 申込方法

次頁の「申込書」に、所定事項を記入し、下記6の注意事項を参照のうえ次の方法によりお申し込み下さい。

【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票
- ② 受講料

- (1) 持参の場合は、当協会窓口「申込に必要なもの」一式を持参してください。
- (2) 郵送の場合は、現金書留封筒に「申込に必要なもの」一式を同封し、下記あて郵送してください。
〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 (一社)佐賀県労働基準協会
- (3) 振込の場合は、「申込に必要なもの」(②以外)一式をFAXかメールで送付した後、次の口座に振り込んでください。
(FAX、メールで本人確認書類の写りが悪い場合、後日の郵送をお願いする場合があります。)

振込口座	佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652	シャ)サガケンロウドウキジュンキョウカイ (社)佐賀県労働基準協会
------	-----------------------	--------------------------------------

当協会ホームページの [ネットから講習申込](#) から、申込書を送付出来ます。

[佐賀県労働基準協会](#) [検索](#)

FAX 0952-37-8278

Email kosyusakikyo@lib.bbq.jp



6 注意事項

- (1) 入金確認後の受付となり、先にFAX等で申込書を送付いただいた場合は仮受付となります。
- (2) 受付後に、いただいた申込書に受講番号を付し受講票とし、地図・用意する物等の注意事項とともにお送りします。
- (3) 当日の申し込みは受理いたしません。
- (4) テキストは初日に配布します。